

J∞QUALITY 商品認証ラベルの発給システムについて

J∞QUALITY 商品認証事業規約（以下：規約という）第 8 条の規定により、J∞QUALITY 認証商品（以下：商品という）の販売に当たっては、一般社団法人日本ファッション産業協議会（以下：協議会という）が指定する J∞QUALITY 認証下札（以下：下札という）と J∞QUALITY 認証シール（以下：シールという）を付加しなければならない。ただし、下札及びシールは、協議会が指定する J∞QUALITY 認証ラベル発給業者（以下：指定業者という）より購入するものとする。尚、商品を販売する企業は、規約第 5 条で規定する企業認証取得の際に、規約第 9 条で規定する「J∞QUALITY 認証ロゴマークの使用契約書」を協議会と締結していなければならない。また、商品に下札及びシールを単独で付加することはできない。必ず当該商品のブランド下札及び、ブランド織ネームと共に付加しなければならない。

【下札・シールの発給】

①J∞QUALITY 下札・シール発注申請書（様式 16 号）の提出

下札又はシールを購入するには、J∞QUALITY 商品認証を取得した企業（以下：認証企業という）が、WEB 上から「J∞QUALITY 下札・シール発注申請書（様式 16 号）」をダウンロードし、必要事項を記入して J∞QUALITY 運営事務局が業務委託した指定業者（以下：指定業者）と事務局へメールにて申請。納期は原則受注後 1 週間以内の発送とする。尚、下札又はシールの種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

②指定業者は、メールにて受け取った J∞QUALITY 下札発注申請書の内容を確認し、毎月末、事務局へ発注情報を伝達し共有する

この下札・シール発給については、別紙の図解「J∞QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照。